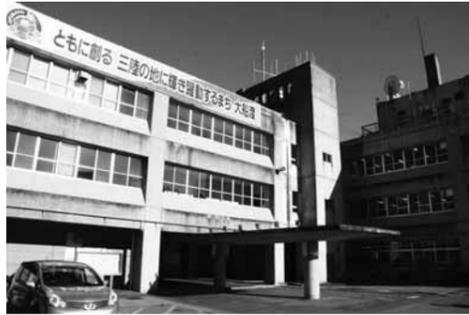


各施設の年末年始の休業日をお知らせします

▷問い合わせ先＝大船渡市役所(☎⑦3111)

各施設の年末年始の休業日は次のとおりです。
 なお、年末年始の出生・婚姻・死亡など戸籍に関する届け書は、市役所本庁で日直が受け付けます。



施設名	年末年始休業日
■綾里診療所	12月28日(金) ～1月6日(日)
■市立博物館 ■カメリアホール ■Y・Sセンター	12月28日(金) ～1月4日(金)

施設名	年末年始休業日
■市役所本庁 ■三陸支所 ■綾里地域振興出張所 ■吉浜地域振興出張所 ■越喜来診療所 ■吉浜診療所 ■歯科診療所(綾里) ■中央公民館 ■三陸公民館 ■リアスホール(市民文化会館・図書館) ■三陸B&G海洋センター ■三陸総合運動公園 ■シーバル大船渡 ■働く婦人の家 ■勤労青少年ホーム ■市内の各体育施設 ■世界の楢館・碁石 ■防災観光交流センター	12月29日(土) ～1月3日(木) ※越喜来診療所は、1月1日(月)が休日当番医です。

名医にきく！第3弾「糖尿病の最前線」講演会を開催します

▷申込先/問い合わせ先＝健康推進課成人保健係(☎⑦1581/☎⑦1589/Eメール＝ofu_kenkou@city.ofunato.iwate.jp)

糖尿病にならないため、糖尿病を悪化させないために、最新研究で分かってきた自分の体との付き合い方について講演会を開催します。

糖尿病の人とご家族、糖尿病予備群の人、糖尿病について知りたい人はご参加ください。

▷日時＝1月23日(水)午後2時～3時

※開場午後1時30分

▷会場＝総合福祉センター大会議室

▷対象＝市内在住の人

▷講師＝遠藤稔弥医師(えんどう消化器科内科クリニック院長)

▷定員＝100人

▷参加料＝無料

▷申込方法＝電話、ファクス、Eメール

※電話は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

※ファクス、メールは件名を「講演会参加」とし、①氏名(フリガナ)、②生年月日、③電話番号を記載の上申し込みください。

(5) 広報大船渡お知らせ版 30.12.20(No.1141)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑦3111

●大船渡市民は糖尿病の人が多い

大船渡市国保加入者のうち、糖尿病は高血圧に続いて患者数第2位となっています。

また、特定健康診査を受診した人の中で、過去2カ月間の血糖値の変化を示すHbA1cが高い人の割合が約7割と、糖尿病の人も糖尿病予備群の人も多いようです。

●合併症が怖い糖尿病

糖尿病は自覚症状が無く進むことが多い疾患です。

治療や生活改善をしないままにしておくと血管がもろくなり、神経障害、網膜症、腎症など糖尿病特有の合併症のほか、心筋梗塞、脳卒中、足の潰瘍や壊疽、認知症、歯周病、ある種のがんなど多彩な疾患のリスクを高め、健康寿命を縮めてしまうことが分かっています。

年末年始期間中のごみ収集のお知らせ

▷問い合わせ先＝大船渡地区環境衛生組合(☎⑥4739)

▷燃えるごみ

- ・1月1日(火)、1月3日(木)の地域は、収集を休みます。
- ・1月2日(水)は、吉浜の一部(後山、増館)、越喜来の一部(川内)、綾里の一部(小石浜、砂子浜)のみ収集を行います。

▷燃えないごみ

1月1日(火)から1月3日(木)までは、収集を休みます。

▷クリーンセンターへのごみの持ち込み

(受付時間＝午前9時～午後4時30分)
 年内は12月28日(金)まで、年明けは1月4日(金)から、ごみの持ち込みができます。
 ※年末は、クリーンセンター周辺の道路が大変混雑します。収集作業に支障を来す恐れがありますので、混雑の緩和にご協力をお願いします。

ごみの出し方のルールと注意点(収集ステーションに出す場合)

- ・決められた収集日の朝8時までに出してください。
- ・夜間のごみ出しはしないでください。
- ・地域で決められた収集ステーションに出してください。
- ・指定ごみ袋には行政区・氏名を記入してください。記載がないものは回収できません。
- ・ごみの減量と再資源化のため、ごみの分別に協力をお願いします。

○再利用ごみ

1月2日(水)、1月3日(木)は、収集を休みます。

▷問い合わせ先

市民環境課環境衛生係(☎内線124)

■年末年始期間中のごみ収集

期日	燃えるごみ	燃えないごみ	ごみの持ち込み	再利用ごみ
12月28日(金)	通常どおり収集	通常どおり収集	通常どおり受け付け	
12月29日(土)	休み	休み	休み	
12月30日(日)				
12月31日(月)	通常どおり収集	収集地域なし		
1月1日(火)	休み	休み	休み	
1月2日(水)	一部地域のみ収集			
1月3日(木)	休み			休み
1月4日(金)	通常どおり収集	通常どおり収集	通常どおり受け付け	

鳥獣被害対策のための電気柵資材購入費用を助成します

▷申請先/問い合わせ先＝市鳥獣被害対策協議会事務局【農林課林業係(☎内線7126)】

市鳥獣被害対策協議会では、シカなどの野生鳥獣による農作物被害を防止するため、農家の皆さんが設置する電気柵の資材購入費用を助成します。

▷対象および要件

- ・農業者組織など(集落を基礎とし、3戸以上) 受益面積の合計がおおむね30アール以上
- ・農業者(個人) 受益面積の合計がおおむね15アール以上

▷その他の要件

- ・実際に被害が発生、あるいは発生する恐れのある地区であること

・電気柵設置と併せて、鳥獣被害防止に必要な対策(農地周辺の刈り払いや餌となりうるものの撤去など)を効果的・継続的に行うこと

▷補助対象経費＝電気柵資材購入経費

▷補助率＝10/10

※1m当たり133円×4段が上限

▷申し込みに必要なもの＝印鑑、設置場所についての位置図・配置図、見積書の写し

▷申込締切日＝2月28日(木)

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。